

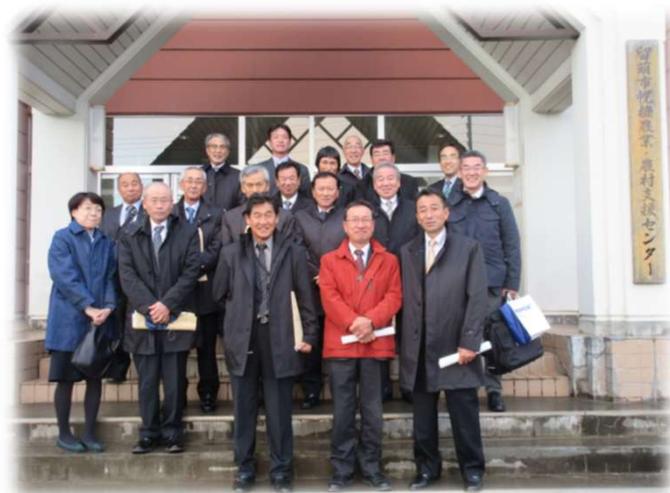


2019年

農業委員会だより

当別町

第7号(平成31年1月発行)
当別町農業委員会
〒061-0233
当別町白樺町57番地3
電話 0133(23)3279



委員協議会道内研修

平成30年11月15日(木)～16日(金)

留萌市幌糖農業・農村支援センターにて、農業と福祉の連携による6次産業化事業を視察

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、輝かしい新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より、当農業委員会の活動に対し農業者の皆様をはじめ各関係機関の方々の深いご理解とご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、天候不順による農作物の品質や収量の低下がみられ、さらに9月5日には台風21号が北海道を通過し、翌日未明には最大震度7を記録した北海道胆振東部地震が発生しました。

当別町でも農作物の倒伏や農業用ビニールハウスの倒壊等があり、長時間の停電による営農の中断や物流を含むライフラインの寸断による多くの被害が生じたところです。

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本年は、農地法、農業経営基盤強化促進法の一部改正が控えており、主な改正内容として、相続未登記農地で共有者の一部を確知できない農地について、農用地利用集積計画により20年を超えない期間の賃貸借をすることが可能となります。

当委員会としても、本改正概要をしっかりと把握し、未相続登記農地を遊休化させず、集積・集約化へつなげていくよう努めてまいります。

本年も当別町農業委員会は地域の農業者を代表する組織として関係機関・団体の理解と連携のもとで当別町農業のさらなる振興と発展に努めてまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝と実り多き年でありますことをご祈念し新年のご挨拶といたします。

当別町農業委員会
会長 重原 昌 章

あなたの地域の農業委員です。(敬称省略・順不同)

<p>【氏名】 重原 昌章 【担当地区】 六軒町・弁華別 茂平沢・青山 【住所】 弁華別</p> 	<p>【氏名】 秋吉 稔之 【担当地区】 当別太 太美市街 【住所】 当別太</p> 	<p>【氏名】 稲村 勝俊 【担当地区】 全域 【住所】 東裏</p> 
<p>【氏名】 古熊 健一 【担当地区】 当別市街・若葉 上当別・下川町 【住所】 上当別</p> 	<p>【氏名】 岸本 辰彦 【担当地区】 ビトエ 【住所】 ビトエ</p> 	<p>【氏名】 狩野 菊恵 【担当地区】 全域 【住所】 若葉</p> 
<p>【氏名】 佐々木 章史 【担当地区】 中小屋 【住所】 中小屋</p> 	<p>【氏名】 森本 茂 【担当地区】 獅子内 【住所】 獅子内</p> 	<p>【氏名】 且見 英和 【担当地区】 全域 【住所】 川下</p> 
<p>【氏名】 吉成 賢二 【担当地区】 金沢・樺戸町 【住所】 金沢</p> 	<p>【氏名】 石田 秀人 【担当地区】 高岡 【住所】 高岡</p> 	<p>【氏名】 山田 裕一 【担当地区】 全域 【住所】 当別太</p> 
<p>【氏名】 才田 利幸 【担当地区】 東裏・対雁 【住所】 東裏</p> 	<p>【氏名】 青山 眞士 【担当地区】 川下 【住所】 川下</p> 	<p>農業委員は、地域農業者の代表で、農地に関する問題や悩みの良き相談相手です。 農地と担い手に関わることはもちろん、経営や後継者についても、お気軽に地元の農業委員にご相談ください。</p>
<p>【氏名】 菊田 実 【担当地区】 蕨岱 【住所】 蕨岱</p> 	<p>【氏名】 泉 和浩 【担当地区】 川下 【住所】 川下</p> 	

農業委員会からのお知らせ

全国農業新聞を購読しましょう！

情報がわかりやすいよう解説的にまとめ、家族全員が楽しめる記事も充実。

さらに、各都道府県にある支局の地方版も充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報を提供する農業経営と暮らしに役立つ農業総合専門紙。

購読を希望される際は、農業委員会までご連絡ください。

【月4回金曜日発行、購読料：月700円(送料・税込み)】

農業者年金に加入しませんか？

特徴とメリット

1 農業者なら広く加入できます。

年間60日以上農業に従事する60歳未満で、国民年金第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば、どなたでも加入できます。

2 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、非常に安定的な財政方式の年金です。

3 保険料は自由に決めることができます。

保険料は月額2万円～6万7千円の間で千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

4 終身年金です。80歳前になくなった場合は死亡一時金があります。

加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の死亡時の現在価値相当額が死亡一時金としてご遺族に支給されます。

5 税制面で大きな優遇があります。

保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税となります。

6 保険料の国庫補助があります。

国庫補助を受けるには、次の3つの要件すべてを満たす必要があります。

(1) 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる(39歳までに加入)

(2) 農業所得(配偶者・後継者は支払いを受けた給与等)が900万円以下

(3) 認定農業者で青色申告者など、一定の担い手要件に該当する

よくある質問

Q1 加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申し込みはJA担当窓口で受け付けています。

申し込みの際は、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要です。

Q2 保険料の支払い方法は？

A 加入申し込みの手続きが完了すると、被保険者証が自宅に届きます。

保険料の支払いは、毎月納付は指定口座から毎月23日に自動振替、前納は12月24日に口座振替されます。(金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)

Q3 脱退した場合、保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合の脱退一時金はありません。

それまでに積み立てた保険料の分は、将来、年金としてお支払いします。

当別町農地の賃借料情報

平成30年1月から12月までに、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画で賃貸借された賃借料水準です。(金額は、100円未満を四捨五入し100円単位としています。)

賃借料を定めるときの参考にしてください。

(10アール当り、単位:円)

賃貸借された地区名	区分	平均額	最高額	最低額	筆数
青山・弁華別・茂平沢・六軒町・中小屋・金沢樺戸町・若葉・上当別・下川町・本町市街地	田	15,800	18,500	10,000	71
	畑	6,100	7,500	4,000	3
東裏・対雁・蕨岱	田	17,000	19,000	15,000	63
	畑	7,000	7,500	7,000	11
川下・当別太・獅子内の一部 ビトエ・太美市街地	田	17,700	24,050	15,000	62
	畑	6,800	7,500	6,300	14
高岡・獅子内の一部 (道道岩見沢石狩線の北側)	田	18,100	19,500	16,000	9
	畑	6,600	7,000	6,300	5
当別ダム以北	田	—	—	—	—
	畑	—	—	—	—
当別町の平均額	田	17,100	—	—	205
	畑	6,600	—	—	33

当別町農業委員会の活動状況

農業委員会では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握や農地の違反転用の早期発見等、農地の利用状況の確認を目的に、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査と荒廃農地調査を兼ねて、毎年「農地パトロール」を実施しています。

今年は、町内を4つのエリアに区分し、農地パトロール月間の10月に4班体制で実施しました。

今後も、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用の早期発見・発生防止対策として、継続して農地パトロールを実施し、農地利用の最適化に努めていきます。

